

**平成20年度  
市民事業等支援制度  
報告書**

平成20年12月18日

水源環境保全・再生施策かながわ県民会議

## 水源環境保全・再生に係る市民事業等支援制度について

### 1 はじめに

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」(以下「県民会議」という。 )は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下「実行5か年計画」という。 )に位置付けられている「市民事業等支援制度」について、協議する役割を担っている。

昨年度、県民会議では、NPO等が行う事業を支援する仕組みに関する検討を行う「市民事業等審査専門委員会」(以下「専門委員会」という。 )を設置し、補助金等による財政面からの支援制度を中心に検討を重ね、その検討結果を「市民事業等支援制度告書」として取りまとめ、県民会議から知事に対して報告を行った。県では、この報告書を踏まえて、水源環境保全・再生市民事業支援補助金(以下「市民事業支援補助金」という。 )制度を創設し、今年度より財政的支援を開始したところである。

今年度、県民会議では、水源環境の保全・再生に係る市民活動のより一層の拡大を目的として、平成20年度から開始した市民事業支援補助金制度の改善・充実について検討を行うとともに、財政面以外の支援の必要性等について検討を行ってきた。

このたび、これらの検討結果をまとめたので、知事に対して報告を行うものである。

### 2 市民事業の支援制度検討に関する基本的な考え方

昨年度の検討に引き続き、具体的な支援制度については次の方向性を重視し検討を行った。

#### (1) 行政とNPO等との協働による特別対策事業の推進

この支援制度が、「実行5か年計画」に基づく制度であることから、この計画の特別対策事業の推進に寄与する市民活動に支援することが求められること。

#### (2) 県民主体の取組の推進

この支援制度が、既存の市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき県民主体の取組が促進される制度とすること。

#### (3) 利用しやすい支援制度

市民事業はその特性において多様な形態を有することから出来る限り対象を広く捉え、多くの事業が支援を受けられる制度とすること。

#### (4) 継続的な制度の見直し・拡充

社会のニーズ等に的確に対応するための柔軟性や発展性を持った制度とし、継続的な制度の見直し、拡充を図る仕組みを用意すること。

#### (5) 水源環境の保全・再生に係るネットワークの構築

この支援制度の応募・選考過程や成果発表などを通じ、NPO等相互の連携を深め、より多くの県民が活動に参加できるきっかけ等を提供できる仕組みを用意すること。

### 3 平成20年度から開始した「市民事業支援補助金」の結果について

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、県では平成20年度の県民会議からの報告を踏まえ、新たに「市民事業支援補助金」の制度を創設した。

今年度、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱(資料1)に基づき、「実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動」「普及啓発・教育活動」「調査研究活動」について、4月に事業を募集した。専門委員会委員が選考会委員となり、6月に選考会を開催し、20団体36事業について採択事業として県に報告したところ、同事業に対して補助金交付決定が行われた。

(平成20年度における選考経緯や補助事業については資料2のとおり)

#### 4 今後の市民事業等支援制度の充実に向けた提案について

今年度、水源環境の保全・再生に係る市民活動のより一層の拡大を目的として、補助事業を行う市民団体からの意見・要望やアンケートの回答をもとに、「市民事業支援補助金」制度の改善や財政面以外の支援の必要性等について検討を行った。その結果を次のとおり提案する。

##### (1) 「市民事業支援補助金」制度の改善について

平成20年度から開始した「市民事業支援補助金」が、市民活動を行う団体等にとって、より一層利用しやすく、市民事業の活性化を促すとともに、新たな市民事業の発生に結びつき、県民主体の取組が促進される制度となるよう、次のとおり制度の改善を図るべきである。

##### 補助対象期間及び選考時期の改善について

平成20年度は制度運用初年度ということもあり、4月1日から事業を募集し、6月の選考を踏まえ、7月1日からの事業開始となった。しかし、年度当初からの補助事業開始を希望する団体が多いことから、平成21年度分については、平成20年度内に募集・選考を行い、事業開始時期をできるだけ早いものとする。

##### 選考方法の改善について

平成21年度からは、当該年度に初めて補助を受けようとする事業と前年度から引き続き補助を受けようとする事業について選考を行うこととなる。このため、選考の方法については次のとおりとする。

##### 当該年度に初めて補助を受けようとする事業の選考方法

平成20年度同様に、県への申請後、県の予備調査、1次選考(書類選考)・2次選考(公開プレゼンテーション)を経て、補助対象事業を選定する。

##### 前年度から引き続き補助を受けようとする事業の選考方法

前年度から引き続き補助を受けようとする事業は、補助事業の活動状況も県に提出している中間報告書等で確認することができることから、1次選考(書類選考)は事業内容の再確認とし、2次選考(公開プレゼンテーション)において選考を行い、補助対象事業を選定することが望ましい。なお、継続して行う事業の公開プレゼンテーションについては、事業内容を審査するものであるため、前年度の「事業報告会」を兼ねて実施することが望ましい。

### 補助金予算の拡大について

今回、多くの応募があり、その中には、水源環境保全・再生施策に資する事業もあったが、予算の限界で不採択とした事業も多くあった。

来年度は、前年度から引き続き補助を受けようとする事業に加えて、新たに補助を受けようとする事業への支援も拡大すべきことから、多くの団体に補助金支援ができるよう、市民事業支援補助金の予算を拡大することが望ましい。

### 補助金の精算前の支払い(概算払等)について

市民事業支援補助金の補助事業者には、小規模で財政基盤の脆弱な市民団体等が多く、また市民団体からは事業実施前の補助金の交付(概算払)や個別の作業やイベント直後の補助金の交付(前金払)など年度終了後の精算によらない補助金の交付を求める意見が多く出された。

〔(現行)事業の実施が確実に行われると認められ、かつ概算払いにより事前に財政的資金の提供がなければ実施不可能と認められた場合に限り概算払いを認める。〕

一方で補助金は、県民の税金を財源としているものであり、その支出等については、慎重に執行を行う必要がある。また市民団体等が自立し、市民事業支援補助金に依らない財源の確保に努めるよう促す必要があることから当面は現行どおり、原則、精算払いとすることが望ましい。

### 申請書類及び整備書類の簡素化・簡略化について

申請書類や整備書類については、小規模な団体や設立して間もない市民団体等からは、作成書類が多く、複雑で負担となることから簡素化・簡略化を求める意見が出された。

しかし、補助金は、県民の税金を財源としているものであり、補助金の申請・交付にあたっては、県民に対し、事業内容・計画を明らかにするとともに、実施結果を明確に報告していく義務がある。また、各市民団体にとっても自立化していく中で、書類の作成・整備に係るスキルを磨くことは必要な要素と考えることから、現行どおり各団体に必要書類の作成・整備を指導することが望ましい。

なお、県は、市民団体の負担を軽減するよう、補助金制度運用の中で書類の簡素化・簡略化が可能であれば随時対応することとし、書類の作成・整備等に関する団体からの相談については真摯に対応することを要望する。

### 補助率等の変更について

市民団体からは事業収入が乏しいことなどを理由として普及啓発教育事業及び調査研究事業についての補助率を1/2から10/10へ変更することを希望する意見が出された。

一方で、平成19年度の県民会議からの最終報告では、「これらの事業に係る効果の捕捉は難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い一方で、先駆的な活動については、行政としても支援を行う必要があることから事業費の1/2については自己負担とし、補助額を絞った形で支援することが望ましい。」としている。また事業の自己負担を求めることは、団体が市民事業支援補助金以外の財源の確保に努め、団体の自立を促すと考える

ことから、当面は現行どおり、補助率を1/2とすることが望ましい。

#### 普及啓発教育事業・調査研究事業の補助金算定方法について

県の現行要綱では、補助金算定に当たり、総事業費から他団体からの補助金等を控除した額に補助率(1/2)を乗じた額を補助金の上限額としている。

一方、平成19年度の県民会議からの最終報告では、他団体からの補助金等を含めた総事業費を補助算定対象事業費とし、これに補助率(1/2)を乗じた額を上限額として補助することとしていた。

この支援補助金の普及啓発教育事業・調査研究事業区分では、県からの補助率を1/2としており、各市民団体は事業費の半額を自ら確保しなければならない制度となっている。そのため、自己負担分の財源確保の手段として、国や市町村、民間企業等からの補助金を求めることは当然と考える。また、当補助金制度の趣旨は、将来、各団体が自立化し財政的基盤もしっかりとした団体になっていくことを目的としており、特に、市民団体自ら負担を求めることを原則とするこの事業区分では、市民団体活動を支援し、充実し拡大していくためにも、補助金の算定に当たって総事業費から他団体からの補助金を差し引くことは適当でないとする。

これらのことから、県においては、現行要綱について、平成19年度の県民会議からの最終報告どおりの補助金算定方法に改めることを求める。

#### 専門性や効果の高い事業に対する重点補助について

市民事業支援補助金は、市民事業の支援制度検討に関する基本的な考え方(2(2)(3))を踏まえ、既存の市民事業の活性化や新規事業の発生が期待される事業を予算の範囲内で幅広く支援することとしている。しかしこの支援の対象となる事業の中には、専門性や効果が高いと期待される事業や、基盤の堅固な団体が行う大規模な事業もあり、それらの事業に対しては、この補助金は十分でないといった意見もあった。

そこで、今年度の支援補助金への申請状況等をみると、これまで細々と森林整備等を実施してきた小さな市民グループがこの補助金を活用して事業をより充実したものとする事業や、この支援補助金制度の創設を機に新たに森林整備活動等を開始したいといった事業が大半であり、アンケート結果もこのような支援を求めるものが大半であった。

これらのことから、支援補助金の目的である水源環境保全・再生に取り組む県民主体の取組を推進して行くためには、現段階では、市民団体の創出・活性化に重点的に取り組むことが必要と考えるため、当面は、現行どおり、支援補助金制度のもと幅広く支援を図り、市民活動の裾野を広げていくことが望ましい。

なお、現段階で、より専門的活動に取り組む市民事業や大規模な森林整備事業の展開を希望する団体に対しては、後述(2)にあるように、県の既存制度の中にも「かながわボランティア活動推進基金21」助成事業などもあることから、このような助成事業の情報を提供していくことが望ましい。

以上、8つの項目について県に提言するが、補助事業を行う市民団体においても市民事業支援補助金の目的を理解し、補助金に依らない資金の確保、会計処理等に関する書類整備や事業状況の記録など、補助事業実施にあたって取り組むべき事項については団体の責務として積極的かつ主体的に取り組み、事業を遂行することが求められる。

## (2) 県と市民団体との提案事業・協働事業について

神奈川県では、既に市民からの提案事業に対する市民との協働・連携を推進する仕組みが作られている。

### (例)・かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的な事業でボランティア団体等と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業に対して団体等と県との役割分担を明らかにした協定書を結んだ上で、基金からその事業に要する経費を負担する。

#### ・水源環境保全・再生施策での県民参加による協働事業

丹沢大山の保全・再生対策(県民連携・協働事業)

樹幹保護及び登山道整備等についての県民と行政が協働で事業を実施する。

水環境モニタリング調査(県民参加型調査)

施策の効果を検証するため、県が行う相模川・酒匂川の定期的な定点モニタリングに加えて、県民と協働で河川内の生物調査を行う。

これらのことから、水源環境保全・再生施策の1つとして、新たに独自の提案事業・協働事業を構築するのではなく、既存の県や市町村等の協働事業に係る制度等の情報を集約し、これを市民団体等に提供していくことで、事業の展開を促すことが望ましい。

## (3) 個人に対する支援について

森林整備など水源環境保全・再生に関する取り組みは、市民が自主的に行うには、対象が山や森、川などで、従来、共同で管理してきた対象が多く、個人が単独で行うのは難しい活動である。

そこで、個人が、これらの活動に参加しやすくなるよう、(社)かながわ森林づくり公社においては、森林づくり体験講座等を開催し、個人の参加を呼びかけている。また、市民事業補助金においては、補助対象をNPO法人だけでなく、さらに小規模な5人以上の任意団体も補助対象としている。

このような情報を個人に提供し、活動を促すことにより、新たな市民団体の創設やより一層

の市民活動の拡大を期待するものである。

また、県ではすでに、「ボランティア活動推進基金21」の事業として「ボランティア活動奨励賞」を設け、個人の活動についても表彰の対象として実施している。

これらのことから、新たに独自の個人に対する支援制度を構築するのではなく、既存の市民団体や県等の公共機関が実施するイベント・事業の情報を提供することで、これらの様々な活動への参加を促すような支援が望ましい。

#### (4) 財政面以外の支援について

##### ア 財政面以外の支援の考え方について

市民活動の実施にあたっては、法令上の許認可や活動フィールドの確保、参加者の募集など財政面以外の課題が多々存在する。これらの課題に対して支援を行うことにより、水源環境を保全・再生するための市民活動をより一層推進していく必要がある。

しかしながら、これらの課題は、市民団体の実状や活動内容によって多岐にわたり、その対応策も多様である。また、これらの課題は、団体が主体的に取り組んで解決すべき事柄であり、過度な支援は市民団体の主体的な成長を妨げる恐れも考えられる。また、個々の課題に対しては、県・市町村、財団法人や社団法人、その他NPO等で、様々な支援策が行われているうえ、同様の事業に取り組んだ経験のある市民団体から情報を得ることで解決の糸口を見つけることができるものとする。

これらのことから、水源環境保全・再生施策の市民事業等支援制度の1つとして、県が新たに独自の支援策を構築するのではなく、団体が課題を解決するための情報を集約し提供することで、団体の自立性を担保しつつ支援を行うことが望ましい。

##### イ 財政面以外の支援としてのネットワークの構築

財政面以外の市民団体への支援については、アンケート調査等により、他団体の情報や団体の活動への参加呼びかけの支援等の情報を一元的に提供することが望まれている。

県ではこれまで、かながわ県民活動サポートセンターをはじめ、環境科学センター、自然環境保全センターあるいは森林づくり公社などから市民活動に係る有効な情報を提供している。一方で、ホームページ等で活動を紹介している市民団体も多くなっている。

そこで、これらの情報から有用な情報を抽出し、あるいはリンクを張るなど、市民活動を支える情報のネットワークをつくっていくことが望ましい。

また、ネットワークには、市民団体の活動を支援していくために、次のような情報提供を体系的に集約し、インターネットのホームページで提供することが望ましい。

##### 「実際に提供する情報例」

- ・法令上の許認可に係る情報
- ・森林整備方法や資機材の取扱方法、調査研究方法などに対する専門家による研修会・勉強会・アドバイス提供等の情報

- ・ 様々な市民団体の活動情報
- ・ 活動フィールド確保のための情報
- ・ 各種市民活動やイベント等への参加者募集情報
- ・ 事業実施に係る注意情報(事故防止情報など)
- ・ 団体運営の支援情報

なお、市民団体においては、これらの情報を活用するとともに、継続して活動に取り組む市民団体等が中心となって市民団体同士のネットワークを形成し、積極的に情報を共有し、互いの課題及び水源環境の保全・再生に向けて主体的に連携・協力することを期待したい。